

**青森県**  
**障害福祉分野就職支援金**  
**貸付事業の手引き**

**社会福祉法人青森県社会福祉協議会**  
**(令和4年1月版)**

～ 目次 ～

1. 障害福祉分野就職支援金貸付事業の概要	p 1
2. 貸付申請から返還免除までのフローチャート	p 8
3. 貸付申請から貸付金交付までの流れ	p 9
4. 貸付後の手続き	p 10
5. 貸付金の返還	p 12
6. よくある質問	p 17
7. 様式と記入例、実施要綱	p 19

## 1.障害福祉分野就職支援金貸付事業の概要

### (1) 目的

この事業は、他業種等で働いていた方等で、一定の研修を修了し、障害福祉分野に就労しようとする方に対し、就職の際に必要な経費に係る支援金（以下「就職支援金」という）の貸付を実施し、障害福祉分野への参入を促進することを目的とします。

### (2) 実施主体

この事業は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が実施します。

### (3) 貸付対象者

以下の①～⑥の全ての条件を満たしている方が、貸付の対象となります。

- ①障害福祉分野以外の他業種で働いていた方等（※1）
- ②青森県内に住民登録をしている、もしくは青森県内に所在する事業所又は施設に主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者（以下「障害福祉職員」という）として就労した方（内定を含む）で、引き続き2年以上、青森県内で障害福祉職員としての業務に従事する意思のある方
- ③ p2 の【貸付対象資格等一覧】に掲げる資格を取得した方、または研修を修了した方（※2）
- ④「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」または「介護分野就職支援金貸付事業」により貸付を受けたことがない方
- ⑤障害福祉サービスを提供する事業所もしくは施設（以下「返還免除対象事業所等」という）において、障害福祉職員として就労した（もしくは就労を予定している）方（※3）
- ⑥「障害福祉分野就職支援金利用計画書」（様式②）を県社協に提出した方

#### ※1

「障害福祉分野以外の他業種で働いていた方等」とは、以下のいずれかの場合を指します。

- ㊦他業種で働いていた障害福祉サービスの未経験者
- ㊧無職だった方
- ㊨障害福祉職員としての就労経験が1年未満の方で、前職が障害福祉職員ではない方  
※前職が障害福祉職員で、介護職員として再就職する方は、本貸付事業とは別に「介護分野就職支援金」を利用できる場合があります。  
申込条件等は県社協（電話 017-723-1391）へお問い合わせください。

## ※2

### 【貸付対象資格等一覧】

就職支援金の貸付を受けるには、下記のいずれかの資格を取得しているか、研修を修了している必要があります。

※就職と同時に研修を受講した方は、受講している研修名と受講者名が確認できる書類（研修機関発行の受講決定通知や受講証等）を提出することで貸付が受けられます

(ア) 介護職員初任者研修の修了者

※訪問介護員（ホームヘルパー）1級課程、訪問介護員（ホームヘルパー）2級課程、  
介護職員基礎研修のいずれかを修了した方も可

(イ) 介護福祉士実務者研修の修了者

(ウ) 介護福祉士

(エ) 居宅介護職員初任者研修の修了者

(オ) 障害者居宅介護従業者基礎研修の修了者

(カ) 重度訪問介護従業者養成研修の修了者 ※下記のいずれかの課程の受講が必要

・基礎及び追加

・統合

・行動障害支援

(キ) 同行援護従業者養成研修の修了者 ※一般、応用の受講が必要

(ク) 行動援護従業者養成研修の修了者

### ※3

返還免除対象事業所等とは下記に該当する事業所または施設をいいます。

なお、貸付対象となるのは、返還免除対象事業所等で主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者として就労した方（もしくは就労を予定している方）です。

#### (1) 障害者総合支援法

- ①第5条第1項及び第18項、第77条、第78条に規定する下記のサービスを提供する事業所若しくは施設

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、相談支援、地域相談支援、計画相談支援、市町村及び都道府県の地域生活支援事業

- ②第5条第27項、第28項及び第77条の2に規定する下記の施設若しくは事業所

地域活動支援センター、福祉ホーム、基幹相談支援センター

#### (2) 児童福祉法

- ①第6条の2の2第1項、第7項及び第7条第2項に規定する下記のサービスを提供する事業所若しくは施設

障害児通所支援、障害児相談支援、障害児入所支援

#### (3) 身体障害者福祉法

- ①第4条の2に規定する下記のサービスを提供する事業所若しくは施設

身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業

- ②第5条に規定する下記の施設若しくは事業所

身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設）  
医療保健施設（保健所、病院、診療所）

※介護保険サービスを提供する施設、事業所は、本事業の対象となりません。

#### (4) 貸付額等

##### ①貸付額

20万円を上限とします。ただし、貸付回数は1人当たり1回限りとします。

##### ②対象経費

障害福祉職員として就職する際に必要となる下記①～⑦の経費が対象となります。

※生活費や障害福祉職員としての就職準備に結びつかない経費は対象となりません。

①子どもの預け先を探す際の活動費

②障害福祉に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費

③障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具または当該道具を入れる<sup>かばん</sup>靴等の被服費

④敷金、礼金または転居費など転居を伴う場合に必要となる費用（家賃等、恒常的な経費は対象となりません）

⑤通勤用の自転車またはバイクの購入費（自動車の購入費用は対象となりません）

⑥その他、就職する際に必要となる経費として適当と認められるもの

#### (5) 貸付利子

無利子です。

ただし、最終返還期限を過ぎた場合、返還すべき額につき年3%の延滞利子が発生します。

#### (6) 連帯保証人

就職支援金の貸付を受けるにあたっては、債務を負担する能力のある連帯保証人が必要です。

貸付申請者が未成年の場合は、貸付申請者の法定代理人（親権者等）が連帯保証人となります。

また、連帯保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとします。

※下記に該当する方は原則として連帯保証人になることができません（法定代理人を除く）

- ・債務整理中である（自己破産や個人再生等）
- ・住民税非課税世帯である
- ・他の借入金の返済を滞納している
- ・申請日において未成年もしくは75歳以上である
- ・この事業（障害福祉分野就職支援金貸付事業）の申込または借入中である

#### (7) 貸付の申請

就職支援金の貸付を希望する場合は、就労開始日の前後2か月以内に下記①～⑥の書類を県社協に提出してください（住民票と課税証明書は3か月以内に発行されたものを提出してください）。

##### 【提出書類】

- ① 障害福祉分野就職支援金 貸付申請書（様式①）
- ② 障害福祉分野就職支援金 利用計画書（様式②）
- ③ 貸付を受けようとする方の住民票 ※マイナンバーの記載が無いもの
- ④ 連帯保証人の課税証明書（市町村役場が発行する証明書）

- ⑤ p2 の【貸付対象資格等一覧】に掲げる資格の登録証または研修修了証明書のコピー  
※研修受講中の方は、受講している研修名と受講者名が確認できる書類（研修機関発行の受講決定通知や受講証等）のコピー
- ⑥ 障害福祉分野就職支援金借入に係る雇用（内定）証明書（様式③）

#### (8) 貸付決定の方法

貸付申請者から必要書類が届いたら、県社協で審査を行い、貸付の可否を決定します。

申込の内容によっては、貸付が不承認となったり、希望する額よりも少ない金額に決定する場合もあります。

#### (9) 貸付方法

貸付が決定した場合は、県社協会長と貸付決定者の間で『障害福祉分野就職支援金 借用書』（様式④）により、貸付に係る契約を締結します。

契約締結後に、貸付決定者または法定代理人が有する金融機関の口座へ、貸付金を一括で振込みします。

#### (10) 返還の債務の当然免除

就職支援金の貸付を受けた方（以下「借受人」という）が、次の①～②のいずれかに該当する場合は、貸付額に係る返還の債務を免除します。

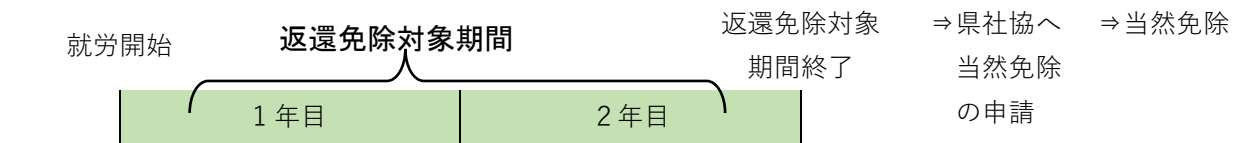
- ①障害福祉職員として就労した日から、青森県内において、2年の間、引き続き障害福祉職員の業務（以下「返還免除対象業務」という）に従事したとき（※）。
- ②障害福祉職員として従事している期間中に業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため障害福祉職員として継続して従事することができなくなったとき。

#### ※ 返還免除対象業務に従事している期間（以下「返還免除対象期間」という）の考え方

- ・就職と同時に研修を受講して貸付を受けた場合、「障害福祉職員として就労した日」を「研修を修了した日」と読み替えます  
⇒研修を修了した日から、青森県内において、2年の間、引き続き障害福祉職員の業務に従事したときに貸付金の返還が免除されます
- ・「2年」の計算については、在職期間が通算 730 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 360 日以上とします
- ・法人の人事異動等により、貸付を受けた方の意思によらず、県外で障害福祉職員の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入します。また、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により障害福祉職員の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しませんが、引き続き従事しているものとして取扱います。

(例) 返還債務の当然免除までの流れ

①障害福祉職員として就労を開始した時点で介護福祉士実務者研修等を修了していた場合



②障害福祉職員として就労と同時に介護福祉士実務者研修等を受講した場合



(11) 返還

借受人が、次の①～③のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く)は、その事由が発生した日から2年以内に、月賦または半年賦の均等払方式等により貸付金を返還していただきます。

①貸付の目的を達成する見込みがなくなったと県社協会長が認め、貸付契約が解除されたとき。

②青森県内において、障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき。

③業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

※返還に関する手続きの詳細は p12 「5.貸付金の返還」を参照してください

(12) 返還の債務の履行猶予

借受人が次の①～②のいずれかに該当する場合は、その間の返還を猶予します。

①青森県内において障害福祉職員の業務に従事しているとき。

②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

※返還の猶予に関する手続きの詳細は p13 「返還の債務の履行猶予」を参照してください

(13) 返還の債務の裁量免除

借受人が次のいずれかに該当する場合は、貸付額に係る返還の債務を一部免除します。

該当する事由	免除の範囲
死亡し、または障害により、貸付を受けた貸付額を返還することができなくなったとき	返還の債務の額の全部または一部  ※既に返還を受けた金額を除く
長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき	
青森県内において180日以上、障害福祉職員の業務に従事したとき	

※返還の債務の裁量免除に関する手続きの詳細は p14 「返還の債務の裁量免除」を参照してください

(14) 届出の義務について

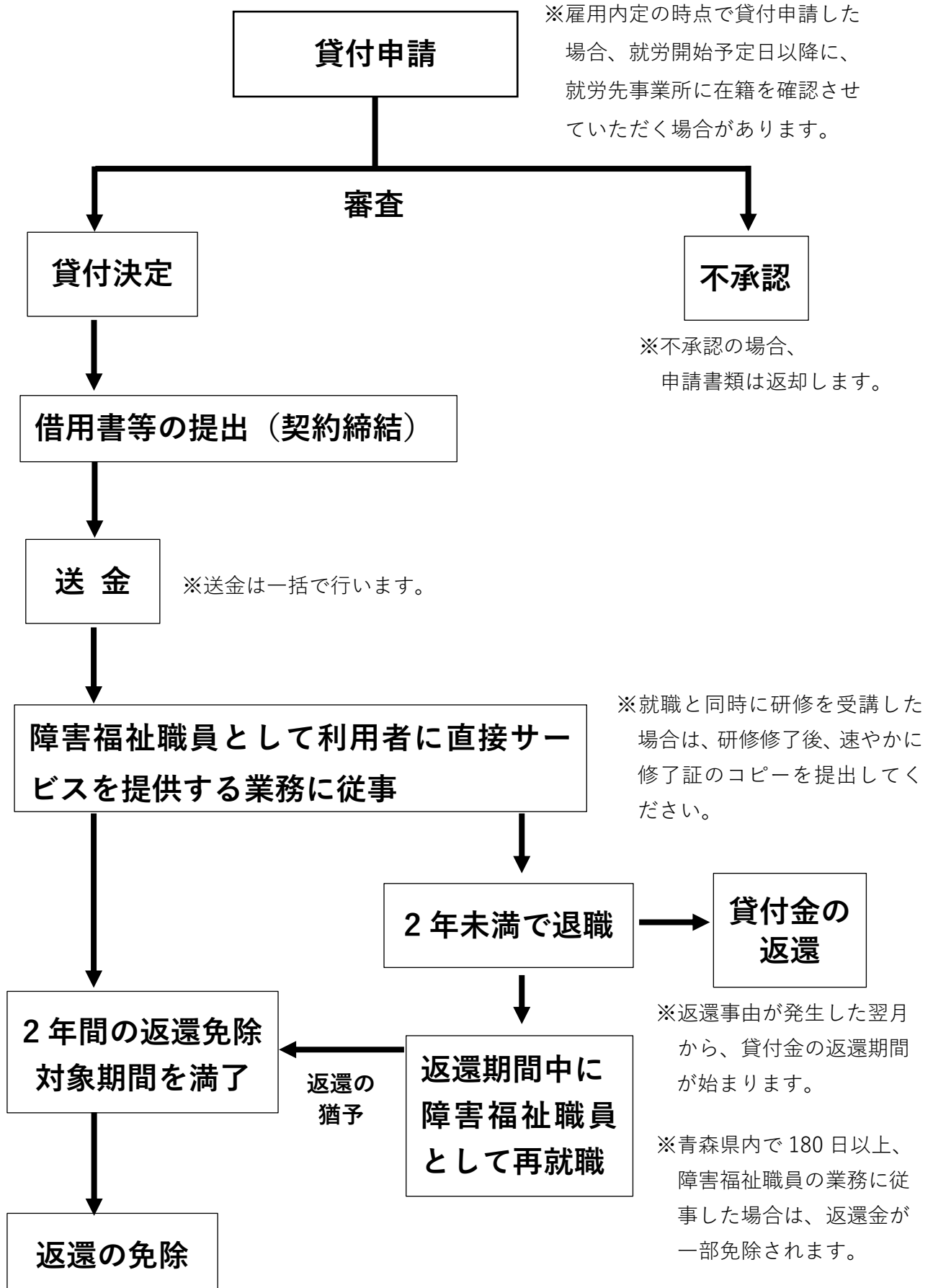
借受人は、返還免除対象期間中に毎年度1回、『障害福祉分野就職支援金 業務従事届』(様式⑧)を県社協に提出し、障害福祉職員として勤務していることを証明する必要があります。

また、借受人に下記の事由が発生した場合、借受人または連帯保証人(以下「借受人等」という)は、速やかに県社協に各種書類を届け出てください。

書類の名称	届出の事由
障害福祉分野就職支援金 記載事項変更届(様式⑦)	・借受人等の住所、氏名、電話番号に変更があった場合 ・転職、異動により借受人等の勤務先が変わった場合 ※借受人の勤務先が変わった場合は、新しい勤務先の『業務従事届』(様式⑧)も添付
障害福祉分野就職支援金 退職届(様式⑨)	・借受人が勤務先を退職した場合
障害福祉分野就職支援金 返還債務履行猶予申請書 (様式⑫)	・災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由で、返還免除対象業務に従事することを一時中断する場合 ・返還期間中に、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由で、貸付金の返還が一時的に困難になった場合
障害福祉分野就職支援金 連帯保証人変更願(様式⑬)	・連帯保証人を変更する場合
障害福祉分野就職支援金 借受人死亡届(様式⑭)	・借受人が亡くなった場合(連帯保証人または親族が申請) ※借受人が亡くなったことを証明する書類(死亡診断書等)を添付

※各種の届出については、p10「4.貸付後の手続き」を参照してください。

## 2. 貸付申請から返還免除までのフローチャート

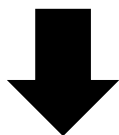


### 3. 貸付申請から貸付金交付までの流れ

#### (1) 貸付申請

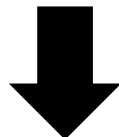
青森県社協あてに、以下の書類を提出

- ・ 障害福祉分野就職支援金 貸付申請書 (様式①)
- ・ 障害福祉分野就職支援金 利用計画書 (様式②)
- ・ 貸し付けを受けようとする方の住民票 ※3 か月以内に発行されたもの  
※マイナンバーの記載の無いもの
- ・ 連帯保証人の課税証明書 (市町村役場が発行する証明書)  
※3 か月以内に発行されたもの
- ・ p2 の【貸付対象資格等一覧】に掲げる資格の登録証または研修修了証明書のコピー
- ・ 障害福祉分野就職支援金借入に係る雇用 (内定) 証明書 (様式③)



#### (2) 審査及び貸付決定

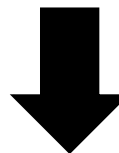
県社協で貸付の可否を審査、決定し、貸付申請者に通知



#### (3) 契約

貸付決定者は、以下の書類を県社協に提出

- ・ 障害福祉分野就職支援金 借用書 (様式④) ※借入額に応じた収入印紙の貼り付けが必要
- ・ 障害福祉分野就職支援金 振込口座申請書 (様式⑤)
- ・ 振込先口座の通帳の写し ※口座番号、口座名義、銀行名、支店名が分かるもの
- ・ 印鑑登録証明書 (借受人、連帯保証人) ※3 か月以内に発行されたもの



#### (4) 貸付金の交付

県社協から借受人の指定口座に貸付金を一括交付

## 4. 貸付後の手続き

貸付後は、以下の報告・届出を行ってください。

なお、障害福祉分野就職支援金 業務従事届（様式⑧）については、毎年3月末に県社協から様式を送付しますので、必要事項を記入のうえ5月31日までに必ず提出してください。

その他の各種届出については、その事由が発生した時点で速やかに県社協に連絡してください。必要な手続き等についてお知らせします。

各種届出が無い場合、借用書の誓約事項に反したとして、貸付金を返還いただく場合があります。

### (1) 障害福祉職員として就労した日から1年経過したとき

提出書類	備考
障害福祉分野就職支援金 業務従事届（様式⑧）	就労先の記入、押印が必要

### (2) 障害福祉職員として就労した日から2年経過したとき

提出書類	備考
障害福祉分野就職支援金 業務従事届（様式⑧）	就労先の記入、押印が必要

※県社協で内容を確認後、下記の（3）の手続きに移行します。

### (3) 返還免除対象業務に2年間従事し、返還免除対象期間が満了したとき

提出書類	備考
障害福祉分野就職支援金 返還債務免除申請書（様式⑥）	

※県社協で内容を確認し、返還債務の免除が決定したら借用書を返却します。

### (4) 災害、疾病、負傷等により休業したとき（産休・育休を含む）

提出書類	備考
障害福祉分野就職支援金 返還債務履行猶予申請書（様式⑫）	休業期間が明記された書類（休暇簿、診断書のコピー等の添付が必要）

### (5) 退職し、その翌月末までに再就職したとき

提出書類	備考
障害福祉分野就職支援金 業務従事届（様式⑧）	再就職先の記入、押印が必要
障害福祉分野就職支援金 退職届（様式⑨）	退職した職場の記入、押印が必要
障害福祉分野就職支援金 記載事項変更届（様式⑦）	

(6) 退職し、その翌月末までに再就職しなかったとき

提出書類	備考
障害福祉分野就職支援金 退職届 (様式⑨)	退職した職場の記入、押印が必要
障害福祉分野就職支援金 返還計画書 (様式⑩)	

※返還の流れについては、p12「5. 貸付金の返還」を参照してください。

(7) 借受人または連帯保証人の住所、氏名、電話番号、勤務先に変更があるとき

提出書類	備考
障害福祉分野就職支援金 記載事項変更届 (様式⑦)	
住民票 ※住所変更時のみ	発行から3か月以内のもの マイナンバーの記載の無いもの
戸籍抄本 ※氏名変更時のみ	〃

(8) 連帯保証人を変更するとき

提出書類	備考
障害福祉分野就職支援金 連帯保証人変更願 (様式⑬)	
新たな連帯保証人の課税証明書	市町村役場が発行する証明書 発行から3か月以内のもの
新たな連帯保証人の印鑑登録証明書	〃

(9) 借受人が死亡したとき

提出書類	備考
障害福祉分野就職支援金 借受人死亡届 (様式⑭)	借受人の死亡を証明する書類 (死亡診断書、戸籍謄本 (抄本)、住民票の除票等) の添付が必要

## 5. 貸付金の返還

貸付後、下記①～③のいずれかに該当し、2年未満で離職した場合等は、貸付金を返還していただきますので、速やかに手続きをしてください。

なお、借受人が何らかの理由により返還できない場合は、連帯保証人に返還の債務を負担していただきます。

- ①貸付契約が解除されたとき。
- ②青森県内において、障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき。
- ③業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

### 【貸付金の返還の流れ】

#### (1) 返還の申請

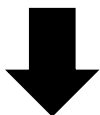
県社協あてに、以下の書類を提出してください。

- ・ 障害福祉分野就職支援金 返還計画書 (様式⑩)
- ・ 障害福祉分野就職支援金 退職届 (様式⑨) ※退職した場合のみ

※返還となる事由が発生した日の翌月から返還義務が生じます。

返還事由が発生した旨の申し出や書類の提出が遅れると、返還期限までの期間が短くなったり、延滞利子が発生する場合があります。

速やかに手続きを行ってください。

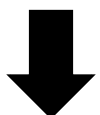


#### (2) 返還開始

県社協から借受人と連帯保証人に、返還決定通知を送付します。

借受人等は返還決定通知に記載された指定口座へ、規定の返還期間内に、決定した返還方法にて貸付金を返還してください。

なお、返還期限を過ぎると、返還が遅れた日数に応じて、返還金に年利3%の延滞利子が発生します。



#### (3) 返還完了

返還完了となった場合、県社協からその旨を借受人と連帯保証人に通知します。

## ●返還の債務の履行猶予●

下記の①～②のいずれかに該当する場合、借受人は、その事由が継続している期間、貸付金にかかる返還の債務の猶予を受けることができます。返還の債務の履行猶予を希望する場合は、借受人は県社協へ『障害福祉分野就職支援金 返還債務履行猶予申請書』（様式⑫）を提出する必要があります。

①青森県内において、障害福祉職員の業務に従事しているとき。

⇒一度返還の対象になっても、返還期間中に青森県内で障害福祉職員の業務に再度従事した場合、従事している間は返還を猶予します。その後、通算で2年間、返還免除対象業務に従事すると、返還期限の到来していない債務については、返還が免除となります。

②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

⇒借受人に災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由が発生している期間は返還を猶予し、その事由が解消された後で、県社協から借受人に返還を求めます。

（産休・育休で休業している期間もこの事由に該当します）

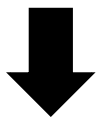
### 【返還の債務の履行猶予の流れ】

#### （1）返還の債務の履行猶予の申請

県社協あてに、以下の書類を提出してください。

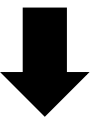
- ・障害福祉分野就職支援金 返還債務履行猶予申請書（様式⑫） ※①と②の事由共通
- ・障害福祉分野就職支援金 業務従事届（様式⑧） ※①の事由発生時のみ
- ・災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由を証明する書類 ※②の事由発生時のみ

※上記の返還債務の履行を猶予する事由が発生した時点で、速やかに手続きを行ってください。



#### （2）返還の債務の履行猶予の決定

県社協から借受人等へ、債務の履行猶予の決定通知を送付します。



#### （3）返還の債務の履行猶予の解除 ※②の事由発生時のみ

借受人等は、債務の履行猶予の条件となる事由が解消されたら、速やかに県社協まで連絡してください。

## ●返還の債務の裁量免除●

借受人が下記①～③のいずれかに該当する場合は、借受人等が県社協に申し出ることによって、貸付金の返還の債務が、下表に定める範囲内で免除されます。

ただし、下記①または②の事由については、相続人または連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用されます。

また、借受人本人の責による事由により免職された場合や、特別な事情がなく恣意的に退職した場合等については、返還債務の裁量免除は適用されません。

### 【裁量免除に該当する事由と免除の範囲】

	該当する事由	免除の範囲
①	死亡し、または障害により、貸付を受けた貸付額を返還することができなくなったとき	返還の債務の額の全部または一部  ※既に返還を受けた金額を除く
②	長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき	
③	青森県内において180日以上、障害福祉職員の業務に従事したとき	

### 【裁量免除される返還の債務の額の計算方法】

借受人が青森県内で障害福祉職員の業務に従事した期間（日数）を、360日で除して得た数値（この数値が1を超えるときは1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とします。

#### 計算式：

$$\text{裁量免除される額} = \text{返還債務額} \times \frac{\text{業務に従事した日数}}{360}$$

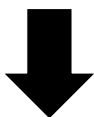
（例）200,000円借入後、青森県内で180日、障害福祉職員の業務に従事した場合

$$200,000 \text{円} \times \frac{180 \text{日}}{360 \text{日}} = \underline{\underline{100,000 \text{円}}} \text{（裁量免除額）}$$

## 【返還の債務の裁量免除の流れ】

### (1) 返還の債務の裁量免除の申し出

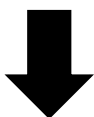
借受人等は、返還債務の裁量免除に該当する事由が発生した場合、県社協に電話等で連絡する。



### (2) 返還の債務の裁量免除の決定

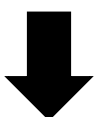
県社協は借受人が該当する事由によって、借受人等に『障害福祉分野就職支援金 返還債務免除申請書』（様式⑥）及び必要な書類の提出を求める。

※障害福祉職員として 180 日以上就労したことで裁量免除を求める場合は、就労した日数が確認できる書類（出勤簿やタイムカードの写し等）を添付してください。



### (3) 返還債務の裁量免除額の決定

県社協は、借受人等から提出された書類をもとに裁量免除額を決定し、借受人等に通知する。



※決定した裁量免除額が貸付金額と同額でなく、一部だった場合

### (4) 返還の申請

裁量免除額が貸付金の一部だった場合は、借受人等は貸付金残額に関する『障害福祉分野就職支援金 返還計画書』（様式⑩）を県社協へ提出する。

※以降の返還に関する手続きの流れは、p12「貸付金の返還の流れ」を参照してください。

## ●延滞利子●

貸付金の返還対象となった借受人等が、正当な理由がなく返還計画表に記載された返還期限までに貸付金を返還しなかった場合、返還が遅れた日数に応じて、年利 3%の延滞利子が発生します。

延滞利子は、返還期限を超えた返還金が納入されたときに、県社協が貸付金と延滞日数に応じた延滞利子を計算し、1,000 円以上の場合は借受人等に対して請求します。なお、延滞利子の金額が 1,000 円未満の場合は、県社協は借受人等への請求を免除します。

延滞利子の計算方法は以下のとおりです。

### 【延滞利子の計算方法】

返還期限の翌日から返還金の納入された日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3%の割合で計算します。

計算式：

$$\begin{aligned} & \text{返還すべき額} \times 0.03 \times \text{「返還すべき日の翌日から返還の日までの日数」} \times 1/365 \\ & = \text{延滞利子額 (計算した額に 1,000 円未満の端数が出たときは切り捨て)} \end{aligned}$$

(例) 最終返還期限が令和 4 年 1 月 31 日だったが、滞納し、50,000 円を令和 4 年 10 月 8 日に納入した。

・返還すべき額：50,000 円

・返還すべき日の翌日から返還の日まで (2 月 1 日から 10 月 8 日まで) の日数：250 日

$$\begin{aligned} & 50,000 \text{ 円} \times 0.03 \times 250 \text{ 日} \times 1/365 \\ & = 1,027.39\cdots \quad \text{※1,000 円未満の端数切り捨て} \\ & \Rightarrow \underline{\underline{1,000 \text{ 円 (延滞利子額)}}} \end{aligned}$$

## 6. よくある質問

1. 無資格ですが、障害福祉サービス事業所への就職と同時に介護福祉士実務者研修を受講し、資格を取得したいと考えています。  
貸し付けを申し込むことはできますか。

申し込み可能です。

ただし、研修の受講修了後、速やかに修了証明書のコピーを提出していただきます。

なお、研修受講中に貸し付けを受けた場合、返還免除対象期間は、研修を修了した日から2年になります。

2. 人材派遣会社に登録して、障害福祉サービス事業所に勤務することになりました。貸し付けを申し込むことは可能ですか。  
また、申し込む際の『雇用（内定）証明書』（様式③）は、派遣会社と派遣先の事業所のどちらに作成を依頼すればよいですか。

申し込み可能です。

『雇用（内定）証明書』（様式③）は、人材派遣会社ではなく、派遣先の事業所に作成いただくください。

3. 貸付金の使途の証明として、領収書やレシート等の提出は必要ですか。

申し込む際に『利用計画書』（様式②）に貸付金の使途を明記していただくので、レシート等の提出は必要ありません。

ただし、使途が不明瞭な場合は、確認させていただくことがありますので、お手元に保管をお願いします。

4. 貸付を利用して以降、同じ事業所で就労を継続しています。就労先が変わっていないので、2年目の業務従事届は提出しなくてもいいでしょうか。

貸付後は、返還免除となるまで毎年1回、必ず『業務従事届』（様式⑧）を提出していただきます。就労先に変更が無い場合でも、提出を省略することはできません。

また、就労先や契約時の住所、氏名、連絡先等が変更となった場合も、都度、届出が必要です。各種届出については、p10「4. 貸付後の手続き」を参照してください。

なお、期限までに業務従事届等の書類の提出がない場合、返還免除対象業務に従事していることが確認できないため、貸付金を返還いただく場合があります。

5. 法人内の人事異動により、県外の事業所で障害福祉職員として就労することになりました。この場合の手続きはどうなりますか。

人事異動等により県外で障害福祉職員として就労した場合、その期間も返還免除対象期間にカウントします。※自己都合により県外で働くことになった場合は返還になります

この場合、就労先の変更となるので、『記載事項変更届』（様式⑦）と『業務従事届』（様式⑧）、住民票（※転居を伴う場合のみ）を提出してください。

6. 出産・育児のため休業することになりました。何か手続きは必要ですか。

『返還債務履行猶予申請書』（様式⑫）と、産休・育休による休業期間が証明できる書類を提出してください。

災害や疾病、負傷等による休業の場合も『返還債務履行猶予申請書』（様式⑫）と、休業理由と休業期間が明記された書類（医師の診断書等）を提出してください。

上記理由による休業の場合は引き続き障害福祉職員の業務に従事しているものとみなし返還にはなりません。が、休業期間中は返還免除対象期間にカウントされません。

7. 連帯保証人が勤務先を離職し、収入が無くなったため、連帯して債務を負担することができなくなりました。何か手続きは必要ですか。

速やかに連帯保証人の変更手続きを取る必要があります。

連帯保証人変更願（様式⑬）と、新たに連帯保証人となる方の課税証明書、印鑑登録証明書を提出してください。

8. 結婚して、県外へ転出することになりました。

現在の勤め先の事業所は退職しますが、県外でも障害福祉職員の仕事に就く予定です。この場合は返還免除対象期間にカウントできますか。

青森県内で障害福祉職員として就労する方を対象とした貸付のため、自己都合により県外で就労する場合、貸付金は返還となります。

返還の流れについては、p12「5. 貸付金の返還」をご確認ください。

9. 貸付を受けてから2年未満で他業種に転職したため、貸付金を全額返還しました。

その後、また障害福祉分野の仕事に就くことになりましたが、再度この貸付を受けることはできますか。

この貸付は1人につき1回限りとしています。再度、同じ貸付を申し込むことはできません。

## 7. 様式と記入例、実施要綱

様式番号	様式名	様式 ページ	記入例 ページ
障害分野様式①	障害福祉分野就職支援金 貸付申請書	20	22
障害分野様式②	障害福祉分野就職支援金 利用計画書	24	25
障害分野様式③	障害福祉分野就職支援金借入に係る雇用（内定）証明書	26	27
障害分野様式④	障害福祉分野就職支援金 借用書	28	29
障害分野様式⑤	障害福祉分野就職支援金 振込口座申請書	30	31
障害分野様式⑥	障害福祉分野就職支援金 返還債務免除申請書	32	33
障害分野様式⑦	障害福祉分野就職支援金 記載事項変更届	34	35
障害分野様式⑧	障害福祉分野就職支援金 業務従事届	36	37
障害分野様式⑨	障害福祉分野就職支援金 退職届	38	39
障害分野様式⑩	障害福祉分野就職支援金 返還計画書	40	41
障害分野様式⑪	障害福祉分野就職支援金 返還方法変更届	42	43
障害分野様式⑫	障害福祉分野就職支援金 返還債務履行猶予申請書	44	45
障害分野様式⑬	障害福祉分野就職支援金 連帯保証人変更願	46	47
障害分野様式⑭	障害福祉分野就職支援金 借受人死亡届	48	49

実施要綱	ページ
青森県障害福祉分野就職支援金貸付事業実施要綱	50




連帯保証人の 状況 ※連帯保証人が 自分で記入してくだ さい	(フリガナ)		生年月日	年 月 日( 歳)
	氏名		申請者から見た続柄	
	住所	〒		
			自宅電話	( )
			携帯電話	( )
	勤務先等	(名称)		
	(所在地)	〒 -		
		電話番号	( )	
	(雇用形態)	正規職員・非正規職員(契約 派遣 嘱託 臨時 パート)・自営業・その他		
	(職種)	(年収)		
			円	
上記申請者が障害福祉分野就職支援金の貸付けを受けた場合は、連帯して債務を負担することを約束します。 また、記入した個人情報については本制度に必要な範囲で利用することに同意します。				
連帯保証人 _____ (印)				

添付書類 ※提出前に <input checked="" type="checkbox"/> してください。	障害福祉分野就職支援金利用計画書(様式②)	<input type="checkbox"/>
	障害福祉分野就職支援金借入に係る雇用(内定)証明書(様式③)	<input type="checkbox"/>
	介護福祉士の登録証又は修了した各種研修修了証明書のコピー ※就職と同時に研修を受講した場合は、研修修了後、速やかに修了証のコピーを提出してください。	<input type="checkbox"/>
	申請者の住民票 (市町村役場から3か月以内に発行されたもので、マイナンバーの記載の無いもの)	<input type="checkbox"/>
	連帯保証人の課税証明書(市町村役場から3か月以内に発行されたもの)	<input type="checkbox"/>



連帯保証人の 状況  ※連帯保証人が 自分で記入してくだ さい	(フリガナ)	フクシ イチロウ	生年月日	昭和●年●月●日(●●歳)	
	氏名	福祉 一郎	申請者から見た続柄	兄	
	住所	〒 ●●● - ●●●● 青森県弘前市△△町●丁目●-● 自宅電話 ●●● (●●●) ●●●● 携帯電話 ●●● (●●●) ●●●●			
	勤務先等	(名称)	株式会社○○ 青森営業所		
		(所在地)	〒 ●●● - ●●●● 青森県弘前市○○町●丁目●-● 電話番号 ●●● (●●●) ●●●●		
(雇用形態)		<input checked="" type="radio"/> 正規職員 ・ 非正規職員( 契約 派遣 嘱託 臨時 パート) ・ 自営業 ・ そ の他			
	(職種)	運送業	(年収)	520万 円	

上記申請者が障害福祉分野就職支援金の貸付けを受けた場合は、連帯して債務を負担することを約束します。  
また、記入した個人情報については本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

連帯保証人 福祉 一郎 

添付書類  ※提出前に ☑してください。	障害福祉分野就職支援金利用計画書(様式②)	<input checked="" type="checkbox"/>
	障害福祉分野就職支援金に係る雇用(内定)証明書(様式③)	<input checked="" type="checkbox"/>
	介護福祉士の登録証又は修了した各種研修修了証明書のコピー ※就職と同時に研修を受講した場合は、研修修了後、速やかに修了証のコピーを提出してください。	<input type="checkbox"/>
	申請者の住民票 (市町村役場から3か月以内に発行されたもので、マイナンバーの記載の無いもの)	<input checked="" type="checkbox"/>
	連帯保証人の課税証明書(市町村役場から3か月以内に発行されたもの)	<input checked="" type="checkbox"/>

## 障害福祉分野就職支援金利用計画書

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

年 月 日

以下のとおり、障害福祉分野就職支援金利用計画書を提出します。

フリガナ		性別			
氏名		男・女	生年月日	1.昭和 2.平成 3.令和	年 月 日
住所	〒 ー				
	自宅電話 ( )		携帯電話 ( )		
借入希望金額 (200,000円以内)	円				
借入の目的  ※該当する項目に ☑をつけてください。	<input type="checkbox"/>	子どもの預け先を探す際の活動費			
	<input type="checkbox"/>	障害福祉に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費又は参考図書等の購入費			
	<input type="checkbox"/>	障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費			
	<input type="checkbox"/>	敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用			
	<input type="checkbox"/>	通勤用の自転車又はバイクの購入費 ※自動車の購入費は対象外			
	<input type="checkbox"/>	その他（具体的に記入）：  ※生活費や公共料金等、就職に結びつかない費用は対象外			
就職先(内定先)の名称					
採用年月日	年 月 日				

障害福祉分野就職支援金利用計画書

記入例

令和●年●月●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

以下のとおり、障害福祉分野就職支援金利用計画書を提出します。

フリガナ	フクシ タロウ	性別		1.昭和 2.平成 3.令和	●●年●●月●●日
氏名	福祉 太郎	<input checked="" type="radio"/> 男・女	生年月日	<input checked="" type="radio"/>	
住所	〒 ●●●● - ●●●●●● 青森県青森市◇◇町●丁目●-● □□荘●号 自宅電話 ●●●● ( ●●●● ) ●●●●● 携帯電話 ●●●● ( ●●●●● ) ●●●●●				
借入希望金額 (200,000円以内)	200,000 円				
借入の目的 ※該当する項目に ☑をつけてください。	<input type="checkbox"/>	子どもの預け先を探す際の活動費			
	<input checked="" type="checkbox"/>	障害福祉に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費又は参考図書等の購入費			
	<input checked="" type="checkbox"/>	障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費			
	<input type="checkbox"/>	敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用			
	<input type="checkbox"/>	通勤用の自転車又はバイクの購入費 ※自動車の購入費は対象外			
	<input checked="" type="checkbox"/>	その他(具体的に記入): 通勤に使う自転車の修理費用 ※生活費や公共料金等、就職に結びつかない費用は対象外			
就職先(内定先)の名称	社会福祉法人◇◇会 グループホーム◆◆				
採用年月日	令和●年●月●日				

障害福祉分野就職支援金借入に係る  
雇用(内定)証明書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

法人の名称

施設または事業所の名称

代表者役職・氏名

印

所在地

電話番号

( )

下記の者の雇用(内定)について、以下のとおり証明します。

氏名	
生年月日	昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日
採用職種	
主たる業務内容	<input type="checkbox"/> サービス利用者に直接サービスを提供する業務 <input type="checkbox"/> 上記以外( )
雇用形態	<input type="checkbox"/> 常勤(フルタイム勤務) <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> パート(アルバイト)
雇用開始日	年 月 日 から (週 時間勤務)
雇用する事業所について	該当するものに☑してください。 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス※を提供する事業所若しくは施設 ※障害者総合支援法第5条第1項, 第18項, 第77条及び第78条, 児童福祉法第6条2の2第1項, 第7項及び第7条第2項, 身体障害者福祉法第4条の2に規定するサービスをいう <input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第5条第27項, 第28条及び第77条の2及び 身体障害者福祉法第5条に規定する施設若しくは事業所

障害福祉分野就職支援金借入に係る  
雇用(内定)証明書

令和●年 ●月 ●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

法人の名称

社会福祉法人◇◇会

施設または事業所の名称

グループホーム◆◆

代表者役職・氏名

理事長 ○○ ○○

所在地

〒●●●● — ●●●●●●  
青森市▲▲▲町●丁目●-●

電話番号

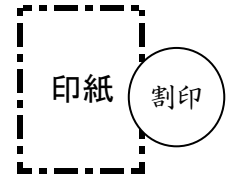
●●●● ( ●●●● ) ●●●●●●

社  
会  
福  
祉  
協  
議  
会  
理  
事  
長  
之  
印

下記の者の雇用(内定)について、以下のとおり証明します。

氏名	福祉 太郎
生年月日	昭和 ・ 平成 令和 ●●年 ●●月 ●●日
採用職種	生活支援員
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤(フルタイム勤務) <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> パート(アルバイト)
雇用開始日	令和●年 ●月 ●日 から (週 40 時間勤務)
雇用する事業所について	<p>該当するものに☑してください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 障害福祉サービス※を提供する事業所若しくは施設 ※障害者総合支援法第5条第1項, 第18項, 第77条及び第78条, 児童福祉法第6条2の2第1項, 第7項及び第7条第2項, 身体障害者福祉法第4条の2に規定するサービスをいう</p> <p><input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第5条第27項, 第28条及び第77条の2及び 身体障害者福祉法第5条に規定する施設若しくは事業所</p>

## 障害福祉分野就職支援金 借用書



社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

この日付は県社協で記入 ↓

貸付番号		生年月日	年      月      日
フリガナ		郵便番号	〒                  ー
借受人 氏名	(実印)	住所	
自宅電話	(                  )	携帯電話	(                  )

私は次のとおり青森県障害福祉分野就職支援金の貸付を受けました。

つきましては、青森県障害福祉分野就職支援金貸付事業実施要綱等の規定に従い、本事業の各種書類を滞りなく提出するほか、貸付後は青森県内の障害福祉職員の業務に従事することを誓約します。

また、上記の誓約に反した事項が発生したときは、本事業の要綱等の規定に従い貸付金を返還します。

借用金額	円
------	---

私は、借受人に上記の誓約のとおり履行させるとともに、万一、借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担します。

【連帯保証人】(借受人が未成年者の場合は、親権者または法定代理人)

連帯保証人 氏名		(実印)	借受人 との続柄	
住所	〒                  ー	電話番号	(                  )	

借用金額に応じた  
収入印紙を購入し、  
貼り付けたうえで、  
割印してください

記入例

## 障害福祉分野就職支援金 借用書



社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

この日付は県社協で記入 ↓

貸付番号	SB●●●●●	生年月日	平成●● 年 ●● 月 ●● 日
フリガナ	フクシ タロウ	郵便番号	〒 ●●●● - ●●●●
借受人氏名	福祉 太郎 (福社)	住所	青森県青森市◇◇町●丁目●-● □□荘●号
自宅電話	●●● (●●●) ●●●●	携帯電話	●●● (●●●●) ●●●●

私は次のとおり青森県障害福祉分野就職支援金の貸付を受けました。

つきましては、青森県障害福祉分野就職支援金貸付事業実施要綱等の規定に従い、本事業の各種書類を滞りなく提出するほか、貸付後は青森県内の障害福祉職員の業務に従事することを誓約します。

また、上記の誓約に反した事項が発生したときは、本事業の要綱等の規定に従い貸付金を返還します。

借用金額	200,000 円
------	-----------

私は、借受人に上記の誓約のとおり履行させるとともに、万一、借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担します。

【連帯保証人】(借受人が未成年者の場合は、親権者または法定代理人)

連帯保証人氏名	福祉 一郎 (福社)	借受人との続柄	兄
住所	〒 ●●●● - ●●●● 青森県弘前市○○町●丁目●-●	電話番号	●●● (●●●) ●●●●

## 障害福祉分野就職支援金 振込口座申請書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

私は、次のとおり障害福祉分野就職支援金の振込口座を申出ます。

申請者住所	〒 ー		
フリガナ		生年月日	
申請者氏名		年	月 日

振込先	金融機関の名称		本・支店名		支店コード		
	口座の種類	1. 普通預金		2. 当座預金			
	口座番号 (左づめ)						
口座名義	フリガナ						
	口座名義人						

**【備考】**

1. 申請者本人名義、もしくは法定代理人名義の金融機関口座を記入してください。
2. 通帳のコピー(金融機関名、本・支店名、口座名義等が記載されている部分)を添付してください。
3. ゆうちょ銀行の口座の場合、本・支店名は漢数字3ケタになります(例:八四八、二一九)。

## 障害福祉分野就職支援金 振込口座申請書

令和●年 ●月 ●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

私は、次のとおり障害福祉分野就職支援金の振込口座を申出ます。

申請者住所	〒 ●●● - ●●●● 青森県青森市◇◇町●丁目●-● □□荘●号		
フリガナ	フクシ タロウ	生年月日	
申請者氏名	福祉 太郎	平成●●年 ●●月 ●●日	

振込先	金融機関の名称		本・支店名		支店コード		
	◇◇銀行		本店		1	0	1
	口座の種類	1. 普通預金			2. 当座預金		
	口座番号 (左づめ)	1	2	3	4	5	6
口座名義	フリガナ	フクシ タロウ					
	口座名義人	福祉 太郎					

**【備考】**

1. 申請者本人名義、もしくは法定代理人名義の金融機関口座を記入してください。
2. 通帳のコピー(金融機関名、本・支店名、口座名義等が記載されている部分)を添付してください。
3. ゆうちょ銀行の口座の場合、本・支店名は漢数字3ケタになります(例:八四八、二一九)。

## 障害福祉分野就職支援金 返還債務免除申請書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号			
現住所	〒      ー		
フリガナ			生年月日
氏名	(印)	年 月 日	

障害福祉分野就職支援金の返還の債務の免除を受けたいので、青森県障害福祉分野就職支援金貸付事業実施要綱の規定により、次のとおり申請します。

資格登録日又は 研修修了年月日	年 月 日		
返還猶予 期間の有無	あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>	借入金額 ①	円
返還猶予を 受けた期間  ※有る場合	年 月 から	返還済額 ②	円
	年 月 まで	返還免除済額 ③	円
	( 年 か月)	返還免除申請額 ①-②-③	円
申請理由※ (該当番号に○)	1 障害福祉職員の業務に従事 (1年・2年・その他) 2 借受人の死亡      3 心身の故障      4 その他( )		
借入後の状況	就業期間		就業先の名称
	年 月 から 年 月 まで・在籍中	年 か月	
	年 月 から 年 月 まで・在籍中	年 か月	
	年 月 から 年 月 まで・在籍中	年 か月	
添付書類	障害福祉職員の業務に従事 ⇒ 業務従事届(様式⑧) <input type="checkbox"/> 借受人の死亡 ⇒ 借受人死亡届(様式⑭)と死亡診断書等 <input type="checkbox"/> 心身の故障 ⇒ 医師の診断書 <input type="checkbox"/> その他 ⇒ 内容を証明できる書類 <input type="checkbox"/>		
提出前に□に ☑してください。			

障害福祉分野就職支援金 返還債務免除申請書

令和●●年●●月●●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号	SB●●●●●●		
現住所	〒●●●● - ●●●● 青森県青森市◇◇町●●丁目●●-●● □□荘●●号		
フリガナ	フクシ	タロウ	生年月日
氏名	福祉 太郎		平成●●年●●月●●日

障害福祉分野就職支援金の返還の債務の免除を受けたいので、青森県障害福祉分野就職支援金貸付事業実施要綱の規定により、次のとおり申請します。

資格登録日又は研修修了年月日	令和●●年●●月●●日		
返還猶予期間の有無	あり <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/>	借入金額 ①	200,000 円
返還猶予を受けた期間 ※有る場合	年 月 から	返還済額 ②	0 円
	年 月 まで	返還免除済額 ③	0 円
	( 年 か月)	返還免除申請額 ①-②-③	200,000 円
申請理由※ (該当番号に○)	1 障害福祉職員の業務に従事 (1年・2年・その他) 2 借受人の死亡 3 心身の故障 4 その他( )		
借入後の状況	就業期間		就業先の名称
	令和●●年●●月 から 令和○○年○○月 まで 在籍中	1年 3 か月	グループホーム◆◆
	令和○○年○○月 から 年 月 まで 在籍中	年 9 か月	放課後等デイサービス△△
	年 月 から 年 月 まで 在籍中	年 月 まで	
添付書類	介護職員等の業務に従事 ⇒ 業務従事届(様式⑧) <input checked="" type="checkbox"/> 借受人の死亡 ⇒ 借受人死亡届(様式⑭)と死亡診断書等 <input type="checkbox"/> 心身の故障 ⇒ 医師の診断書 <input type="checkbox"/> その他 ⇒ 内容を証明できる書類 <input type="checkbox"/>		
提出前に□に ✓してください。			

## 障害福祉分野就職支援金 記載事項変更届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号

借受人 氏 名

(印)

〒 -

住 所

電話番号

( )

届出事項に変更があったので、青森県障害福祉分野就職支援金貸付事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり届出ます。

変更事項 (該当項目に☑)	借受人の <input type="checkbox"/> 住所	□氏名	□電話番号	□勤務先
	連帯保証人の <input type="checkbox"/> 住所	□氏名	□電話番号	□勤務先
変更発生 年月日	年 月 日			
変更事項の 詳細 ※変更がある 項目のみ記入	新		旧	
	(フリガナ) 氏名			
	住所	〒 -	〒 -	
	電話番号	( )	( )	
	勤務先名称			
	勤務先の 所在地・ 電話番号	〒 -	〒 -	
	電話番号	( )	電話番号	( )
添付書類	借受人(連帯保証人)の住所変更 ⇒ 住民票 <input type="checkbox"/>			
※提出前に□に ☑してください	借受人(連帯保証人)の氏名の変更 ⇒ 戸籍抄本 <input type="checkbox"/>			
	借受人の勤務先の変更 ⇒ 退職届及び業務従事届 <input type="checkbox"/>			

障害福祉分野就職支援金 記載事項変更届

記入例

令和●●年●●月●●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 SB●●●●●●●●

借受人 氏 名 福祉 太郎

〒 ●●●● - ●●●●●●  
住 所 青森市◇◇町●●丁目●●-●●  
□□荘●●号



電話番号 ●●●● ( ●●●● ) ●●●●●●

届出事項に変更があったので、青森県障害福祉分野就職支援金貸付事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり届出ます。

変更事項 (該当項目に☑)	借受人の <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 勤務先																		
	連帯保証人の <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 勤務先																		
変更発生 年月日	令和●●年●●月●●日																		
変更事項の 詳細 ※変更がある 項目のみ記入	<table border="1"> <tr> <th></th> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> <tr> <td>(フリガナ) 氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>〒 -</td> <td>〒 -</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>( )</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>勤務先名称</td> <td>社会福祉法人◇◇会 グループホーム◆◆</td> <td>社会福祉法人○○○○ 放課後等デイサービス△△</td> </tr> <tr> <td>勤務先の 所在地・ 電話番号</td> <td>〒●●●● - ●●●●●● 青森市▲▲▲町●●丁目●●-●● 電話番号 ●●●● ( ●●●● ) ●●●●●●</td> <td>〒●●●● - ●●●●●● 青森市大字■●字△△ ●●-●● 電話番号 ●●●● ( ●●●● ) ●●●●●●</td> </tr> </table>		新	旧	(フリガナ) 氏名			住所	〒 -	〒 -	電話番号	( )	( )	勤務先名称	社会福祉法人◇◇会 グループホーム◆◆	社会福祉法人○○○○ 放課後等デイサービス△△	勤務先の 所在地・ 電話番号	〒●●●● - ●●●●●● 青森市▲▲▲町●●丁目●●-●● 電話番号 ●●●● ( ●●●● ) ●●●●●●	〒●●●● - ●●●●●● 青森市大字■●字△△ ●●-●● 電話番号 ●●●● ( ●●●● ) ●●●●●●
		新	旧																
	(フリガナ) 氏名																		
	住所	〒 -	〒 -																
	電話番号	( )	( )																
	勤務先名称	社会福祉法人◇◇会 グループホーム◆◆	社会福祉法人○○○○ 放課後等デイサービス△△																
勤務先の 所在地・ 電話番号	〒●●●● - ●●●●●● 青森市▲▲▲町●●丁目●●-●● 電話番号 ●●●● ( ●●●● ) ●●●●●●	〒●●●● - ●●●●●● 青森市大字■●字△△ ●●-●● 電話番号 ●●●● ( ●●●● ) ●●●●●●																	
添付書類 ※提出前に☐に ☑してください	借受人(連帯保証人)の住所変更 ⇒ 住民票 <input type="checkbox"/>																		
	借受人(連帯保証人)の氏名の変更 ⇒ 戸籍抄本 <input type="checkbox"/>																		
	借受人の勤務先の変更 ⇒ 退職届及び業務従事届 <input checked="" type="checkbox"/>																		

障害福祉分野就職支援金 業務従事届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号			
現住所	〒 ー		
		自宅電話	( )
		携帯電話	( )
フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	(印)

返還免除対象業務に従事したため、青森県障害福祉分野就職支援金貸付事業実施要綱の規定により、次のとおり届け出ます。

業務従事先 ※該当するものに☑してください	所在地及び電話番号	〒 ー	電話 ( )
	施設名及び所属団体名		
	業務従事先の業種	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス※を提供する事業所若しくは施設 ※障害者総合支援法第5条第1項、第18項、第77条及び第78条、児童福祉法第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項、身体障害者福祉法第4条の2に規定するサービスをいう  <input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第5条第27項、第28条及び第77条の2及び身体障害者福祉法第5条に規定する事業所若しくは施設	
	職種		
	勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤(フルタイム勤務) <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> パート(アルバイト)	
在籍期間 (証明期間)	年 月 日から	ア. 年 月 日まで	
		イ. 届出日現在、在籍中	
業務従事日数	年間の業務従事日数が180日 ※1年のうちで、休日、休暇、病気、休職等で従事しなかった日を除いた日数	<input type="checkbox"/> 以上  <input type="checkbox"/> 未満 ( 日)	
業務中断期間	<input type="checkbox"/> あり ( 年 月 日 ~ 年 月 日) <input type="checkbox"/> なし		
中断の理由			

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

業務従事先の施設(所属団体)の長の職及び氏名

(印)

障害福祉分野就職支援金 業務従事届

令和●●年●●月●●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号	SB●●●●●●	
現住所	〒 ●●● - ●●●● 青森県青森市◇◇町●丁目●-● □□荘●号 自宅電話 ●●● ( ●●● ) ●●●● 携帯電話 ●●● ( ●●● ) ●●●●	
フリガナ	フクシ タロウ	生年月日
氏名	福祉 太郎	平成●●年●●月●●日

返還免除対象業務に従事したので、青森県障害福祉分野就職支援金貸付事業実施要綱の規定により、次のとおり届け出ます。

業務従事先 ※該当するものに☑してください	所在地及び電話番号	〒 ●●● - ●●●● 青森市大字■字△△ ●-● 電話 ●●● ( ●●● ) ●●●●
	施設名及び所属団体名	社会福祉法人○○○○ グループホーム△△
	業務従事先の業種	<input checked="" type="checkbox"/> 障害福祉サービス※を提供する事業所若しくは施設 ※障害者総合支援法第5条第1項, 第18項, 第77条及び第78条, 児童福祉法第6条2の2第1項, 第7項及び第7条第2項, 身体障害者福祉法第4条の2に規定するサービスをいう <input type="checkbox"/> 障害者総合支援法第5条第27項, 第28条及び第77条の2及び身体障害者福祉法第5条に規定する事業所若しくは施設
	職種	生活支援員
	勤務形態	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤(フルタイム勤務) <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> パート(アルバイト)
在籍期間(証明期間)	令和●●年●●月●●日 から	ア. 年 月 日まで イ. 届出日現在、在籍中
業務従事日数	年間の業務従事日数が180日 ※1年のうちで、休日、休暇、病気、休職等で従事しなかった日を除いた日数	<input checked="" type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満 ( 日)
業務中断期間	<input type="checkbox"/> あり ( 年 月 日 ~ 年 月 日)	<input checked="" type="checkbox"/> なし
中断の理由		

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和●●年●●月●●日

業務従事先の施設(所属団体)の長の職及び氏名

社会福祉法人○○○○  
理事長 ■■■■



## 障害福祉分野就職支援金 退職届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号			
現住所	〒    — 自宅電話            (        ) 携帯電話            (        )		
フリガナ		生年月日	
氏名	⑩	年	月 日

退職したので、青森県障害福祉分野就職支援金貸付事業実施要綱の規定により次のとおり届け出ます。

最終従事先 ※該当するものに☑してください	団体・会社名			
	施設・事業所名			
	所在地等	〒    — 電話            (        )		
	職種			
	雇用形態	年間換算での業務従事日数が180日 <input type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満		
	採用年月日	年 月 日		
	退職年月日	年 月 日		
	在籍期間中の 休職の有無	<input type="checkbox"/> あり(詳細は下記休職期間／休職理由欄に記入) <input type="checkbox"/> なし		
休職期間	※休職期間がある場合のみ記入してください。 年 月 から 年 月 まで( 年 か月)		休職理由	
退職理由				

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

業務従事先の施設(所属団体)の長  
の職及び氏名

印

障害福祉分野就職支援金 退職届

令和●●年●●月●●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号	SB●●●●●●	
現住所	〒●●●● - ●●●● 青森県青森市◇◇町●●丁目●● - ●● □□荘●●号 自宅電話 ●●● ( ●●● ) ●●●● 携帯電話 ●●● ( ●●● ) ●●●●	
フリガナ	フクシ タロウ	生年月日
氏名	福祉 太郎	平成●●年●●月●●日

退職したので、青森県障害福祉分野就職支援金貸付事業実施要綱の規定により次のとおり届け出ます。

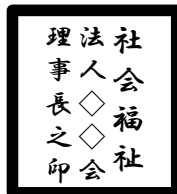
最終従事先 ※該当するものに☑してください	団体・会社名	社会福祉法人◇◇会	
	施設・事業所名	グループホーム◆◆	
	所在地等	〒●●●● - ●●●● 青森市▲▲▲町●●丁目●● - ●● 電話 ●●●(●●●)●●●●	
	職種	生活支援員	
	雇用形態	年間換算での業務従事日数が180日 <input checked="" type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満	
	採用年月日	令和●●年●●月●●日	
	退職年月日	令和○○年○○月○○日	
	在籍期間中の 休職の有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり(詳細は下記休職期間/休職理由欄に記入) <input type="checkbox"/> なし	
休職期間	※休職期間がある場合のみ記入してください。 令和○○年■●月から 令和○○年△△月まで( 年 2 か月)	休職理由	骨折による入院と自宅療養のため休職
退職理由	転職のため		

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和●●年●●月●●日

業務従事先の施設(所属団体)の長の職及び氏名

社会福祉法人◇◇会  
理事長 ○○ ○○



## 障害福祉分野就職支援金 返還計画書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号

借受人 氏 名 ㊟

住 所

電話番号 ( )

連帯保証人 氏 名 ㊟

住 所

電話番号 ( )

青森県障害福祉分野就職支援金貸付事業実施要綱に基づき貸付金を次により返還します。

貸付金額	円
返還免除額	円
返還総額	円
返還方法	<p>※どちらかに☑してください</p> <p style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 月賦                      <input type="checkbox"/> 半年賦                 </p>
返還期間	年 月 日 から 年 月 日 まで ( 月 )
返還理由	<p>※該当する番号に○をつけてください。</p> <p>1. 障害福祉以外の業務に従事することになったため</p> <p>2. 県外で就労することになったため</p> <p>3. 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により従事できなくなったため</p> <p>4. その他理由 ( )</p>

障害福祉分野就職支援金 返還計画書

令和●年 ●月 ●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 SB●●●●●●

借受人 氏名 福祉 太郎

住所 青森市◇◇町●丁目●-●  
□□荘●号

電話番号 ●●● ( ●●● ) ●●●●

連帯保証人 氏名 福祉 一郎

住所 弘前市△△町●丁目●-●

電話番号 ●●● ( ●●● ) ●●●●

青森県障害福祉分野就職支援金貸付事業実施要綱に基づき貸付金を次により返還します。

貸付金額	200,000 円
返還免除額	0 円
返還総額	200,000 円
返還方法	※どちらかに☑してください <input checked="" type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦
返還期間	令和●年 ●月 ●日 から 令和●年 ●月 ●日 まで ( 24 か月 )
返還理由	※該当する番号に○をつけてください。 1. 障害福祉以外の業務に従事することになったため 2. 県外で就労することになったため 3. 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により従事できなくなったため 4. その他理由 ( )

## 障害福祉分野就職支援金 返還方法変更届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号

借受人 氏 名 ㊟

住 所

電話番号 ( )

連帯保証人氏 名 ㊟

住 所

電話番号 ( )

青森県障害福祉分野就職支援金貸付事業実施要綱に基づき貸付金の返還方法を変更したいので、次のとおり申請します。

返還金額 (残額)  ①-②-③	円		
	内訳	貸付金額 ①	円
		返還免除額 ②	円
		返還済額 ③	円
変更理由			
変更内容		変更前	変更後
	返還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦
	返還期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで

障害福祉分野就職支援金 返還方法変更届

令和●年 ●月 ●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 SB●●●●●●

借受人 氏 名 福祉 太郎



住 所 青森市◇◇町●丁目●-●  
□□荘●号

電話番号 ●●● ( ●●● ) ●●●●

連帯保証人 氏 名 福祉 一郎



住 所 弘前市△△町●丁目●-●

電話番号 ●●● ( ●●● ) ●●●●

青森県障害福祉分野就職支援金貸付事業実施要綱に基づき貸付金の返還方法を変更したいので、次のとおり申請します。

返還金額 (残額) ①-②-③	200,000 円		
	内訳	貸付金額 ①	200,000 円
		返還免除額 ②	0 円
		返還済額 ③	0 円
変更理由	再就職先で●月にボーナスが払われる予定なので、一括で返還するため。		
変更内容		変更前	変更後
	返還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦	<input type="checkbox"/> 月賦 <input checked="" type="checkbox"/> 半年賦
	返還期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで





## 障害福祉分野就職支援金 連帯保証人変更願

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長 殿

貸付番号

借受人氏名

⑩

連帯保証人の変更をしたいので、青森県障害福祉分野就職支援金貸付事業実施要綱の規定により、次のとおり申請します。

現在の連帯保証人	(フリガナ)	借受人との関係	
変更後の連帯保証人	(フリガナ)	借受人との関係	
変更の理由			

**【変更後の連帯保証人の状況】**

フリガナ	性別	生年月日	
氏名	男 女	年	月 日
現住所	〒 ー		
	自宅電話	( )	
	携帯電話	( )	
勤務先等	(名称)		
	(所在地) 〒 ー		
	電話 ( )		
	(雇用形態)		
正規職員 ・ 非正規職員( 契約 派遣 嘱託 臨時 パート) ・ 自営業 ・ その他			
(職種)		年収	約 円
<p>私(新連帯保証人)は、現借用書に基づく保証関係を承認し、障害福祉分野就職支援金の貸付金について借受人と連帯して債務を負担することを約束します。</p> <p>また、記入した個人情報については本制度に必要な範囲で利用することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">連帯保証人</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-left: auto;"> <span style="font-size: 12px;">実印</span> </div>			

※新連帯保証人は、市町村課税証明書と印鑑登録証明書を添付してください。

障害福祉分野就職支援金 連帯保証人変更願

令和●●年●●月●●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会長 殿

貸付番号 SB●●●●●●●●

借受人氏名 福祉 太郎



連帯保証人の変更をしたいので、青森県障害福祉分野就職支援金貸付事業実施要綱の規定により、次のとおり申請します。

現在の連帯保証人	(フリガナ) フクシ イチロウ	借受人との関係	兄
	福祉 一郎		
変更後の連帯保証人	(フリガナ) フクシ フクコ	借受人との関係	姉
	福祉 福子		
変更の理由	連帯保証人である兄が職場を退職し、連帯して債務を負担できなくなったため。		

【変更後の連帯保証人の状況】

フリガナ	フクシ フクコ	性別	生年月日
氏名	福祉 福子	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>	平成●●年●●月●●日
現住所	〒●●●●-●●●● 青森県八戸市△△●丁目●-● 自宅電話 ●●●(●●●)●●●● 携帯電話 ●●●(●●●)●●●●		
勤務先等	(名称) 学校法人○○○ □□幼稚園		
	(所在地) 〒●●●●-●●●● 青森県八戸市□□●丁目●-● 電話 ●●●(●●●)●●●●		
	(雇用形態) <input checked="" type="radio"/> 正規職員 ・非正規職員( 契約 派遣 嘱託 臨時 パート) ・自営業 ・その他		
	(職種) 幼稚園教諭	年収	約 300万 円
私(新連帯保証人)は、現借用書に基づく保証関係を承認し、障害福祉分野就職支援金の貸付金について借受人と連帯して債務を負担することを約束します。 また、記入した個人情報については本制度に必要な範囲で利用することに同意します。			
連帯保証人 福祉 福子			

※新連帯保証人は、市町村課税証明書と印鑑登録証明書を添付してください。

## 障害福祉分野就職支援金 借受人死亡届

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

氏 名

〒 ー

住 所

電話番号 ( )

続柄  連帯保証人  親族

借受人が死亡したため、青森県障害福祉分野就職支援金貸付事業実施要綱の規定により、次のとおり届け出ます。

フリガナ	
借受人氏名	
借受人住所	〒 ー
死亡年月日	年 月 日
死亡理由 ※該当するものに☑してください	<input type="checkbox"/> 業務上の事由(労災)による死亡 <input type="checkbox"/> 左記以外の事由による死亡
貸付金額	円

※死亡診断書や戸籍抄本等、根拠となる書類を添付してください。

障害福祉分野就職支援金 借受人死亡届

令和●年 ●月 ●日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

氏 名 福祉 福子 福祉  
 〒●●●● - ●●●●  
 住 所 八戸市△△●丁目●一●  
 電話番号 ●●●● (●●●●●●) ●●●●●●  
 続柄  連帯保証人  親族

借受人が死亡したため、青森県障害福祉分野就職支援金貸付事業実施要綱の規定により、次のとおり届け出ます。

フリガナ	フクシ タロウ
借受人氏名	福祉 太郎
借受人住所	〒 ●●●● - ●●●● 青森市◇◇町●丁目●一● □□荘●号
死亡年月日	令和●●年●●月●●日
死亡理由 ※該当するものに☑してください	<input type="checkbox"/> 業務上の事由(労災)による死亡 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外の事由による死亡
貸付金額	200,000 円

※死亡診断書や戸籍抄本等、根拠となる書類を添付してください。

## 青森県障害福祉分野就職支援金貸付事業実施要綱

### 第1条 事業の目的

本事業は、他業種等で働いていた者等であって、一定の研修等を修了し、障害福祉分野に就労しようとする者に対し、就職の際に必要な経費にかかる支援金（以下「就職支援金」という）を貸し付ける事業を実施し、青森県内の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

### 第2条 実施主体

本事業は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が行う。

### 第3条 貸付対象者、貸付額及び貸付回数

- 1 貸付対象者は、他業種で働いていた方等で、青森県内に住民登録している者又は青森県内に所在する事業所又は施設に主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者（以下「障害福祉職員」という）として就労した者、若しくは就労を予定している者であって、次の（1）から（3）の基準の全てを満たす者とする。

- （1）介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修以上の研修を修了した者、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示538号）第1条第3項に規定する居宅介護職員初任者研修、同条第4項に規定する障害者居宅介護従業者基礎研修、同条第5項に規定する重度訪問介護従業者養成研修（基礎及び追加又は統合若しくは行動障害支援のいずれかの課程を受講すること。）、同条第6項に規定する同行援護従業者養成研修（一般、応用を受講すること。）及び同条第7項に規定する行動援護従業者養成研修のいずれかを修了した者。

なお「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（平成30年2月1日厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知）の第6における「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」又は「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「福祉系高校修学資金貸付事業」等の実施について」（令和3年5月7日社援基発0507第1号）の別紙2における「介護分野就職支援金貸付事業」の貸付けを受けたことがある者を除く。

- （2）障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項、第18項、第77条及び第78条、児童福祉法（昭和22年法律164号）第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）（以下「身体障害者福祉法」という。）第4条の2に規定するサービスをいう）を提供する事業所若しくは施設、障害者総合支援法第5条第27項、第28条及び第77条の2及び身体障害者福祉法第5条に規定する施設若しくは事業所において、障害福祉職員として就労した者若しくは就労を予定している者。

(3) 県社協が定める様式による障害福祉分野就職支援金利用計画書（以下「就職支援金利用計画書」という。）を提出した者。

2 貸付額は、障害福祉職員として、就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものとして、200,000円と貸付対象者が県社協に提出した就職支援金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とし、就職支援金利用計画書により用途を確認した上で支給する。

なお、1(2)に掲げる事業所への就職と同時に1(1)に掲げる研修を受講する場合においては、研修修了後に研修修了証を提出することを要件に、研修修了前に就職支援金を貸し付ける。なお、この場合、第7条の1の「障害福祉職員として就労した日」を、「研修を修了した日」に読み替えるものとする。

① 子どもの預け先を探す際の活動費

② 障害福祉に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費

③ 障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費

④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用

⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費

⑥ その他、県社協会長が就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

#### 第4条 貸付方法及び利子

1 本事業による貸付けは、県社協会長と貸付対象者との契約により行うものとする。

2 利子は、無利子とする。

3 貸付金の交付は、一括で行うものとする。

#### 第5条 保証人

1 本事業による貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。なお、貸付けを受けようとする者が未成年者である場合の保証人は法定代理人でなければならないものとする。

2 保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

#### 第6条 貸付契約の解除

県社協会長は、貸付契約の相手方が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

#### 第7条 返還の債務の当然免除

県社協会長は、貸付契約の相手方が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

当該要件については、本事業による貸付けを受けた者が、地域の福祉・介護人材として定着するという本事業の本来の趣旨を達成することを目指して置かれているものであり、県社協は本事業による貸付けを受けた者がこれら要件を満たすことができるよう、就労継続に当たっての相談支援などを行うよう努めるものとする。

なお、適切な返還債務の免除を行うため、貸付けを受けた者に対して、県社協会長が定める時期に現況届の提出を求め、貸付けを受けた者の就労状況等について、定期的に把握するよう努めるものとする。

1 第3条の1の(2)の障害福祉職員として就労した日から、青森県内において、2年の間、引き続き、障害福祉職員の業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、青森県外において障害福祉職員の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入することができる。

なお、前述の「2年」の計算については、在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上とする他、障害福祉職員の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めるものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

また、障害福祉職員の業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（例えば育児休業等により第7条に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合を指す、以下同じ。）により障害福祉職員の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、障害福祉職員の業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

2 障害福祉職員として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため障害福祉職員として継続して従事することができなくなったとき。

## 第8条 返還

本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から2年の期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、県社協会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

なお、返還の適用に当たっては、障害福祉職員の業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、返還の適用の前に貸付けを受けた者の就労継続に当たっての相談支援等を行い、第7条の貸付額に係る返還の債務を免除できるよう促すことに努めるものとする。

1 貸付契約が解除されたとき。

2 青森県内において、障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき。

- 3 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

#### 第9条 返還の債務の履行猶予

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- 1 青森県内において障害福祉職員の業務に従事しているとき。
- 2 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

#### 第10条 返還の債務の裁量免除

- 1 県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき

- ・返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

- ・返還の債務の額の全部又は一部

(3) 青森県内において180日以上、障害福祉職員の業務に従事したとき

- ・返還の債務の額の全部又は一部

- 2 返還の債務の裁量免除の適用に当たっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用すべきものであること。

また、1（3）における返還の債務の裁量免除は、本事業が障害福祉職員の業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、その適用以前に貸付けを受けた者の就労継続に当たっての相談支援などに行い、第7条の貸付額に係る返還の債務を免除できるように促すことを努めること。なお、適用に当たっては、機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用すべきものであること。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用すべきではないこと。

(2) 裁量免除の額は、青森県内において、障害福祉職員の業務に従事した期間を、360日で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

## 第 11 条 延滞利子

県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

## 第 12 条 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は青森県との調整のうえ、県社協会長が別に定める。

## 附則

この要綱は、令和 4 年 1 月 18 日から施行する。



【お問い合わせ先】

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 総務課

電話：017-723-1391 FAX：017-723-1394

ホームページ：福祉ネットあおもり <http://aosyakyo.or.jp/>